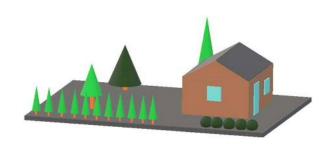
静岡市の風致地区について

■風致地区の趣旨

- 風致地区とは、樹林地、水辺などの良好な自然的景観を維持するために定める地区で、静岡市では、 11地区、約2,760.2haを指定しています。
- 風致地区内では、宅地の造成や建築及び木竹の伐採等の行為について市長の許可が必要であり、 その基準は「静岡市風致地区条例」において、風致地区の種別ごとに定めております。

建築物・その他工作物の新築、増築、改築等



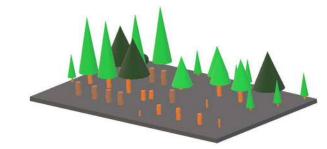
高さや建蔽率の制限、後退距離の確保、色彩の制限、 緑化率の確保等が義務付けられています。

宅地の造成、土地の形質の変更等



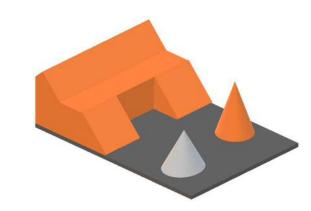
宅地分譲の際の面積要件や、切土・盛土を行う形質の 採取にあたって設ける法高や、堆積の高さ等に 変更の際に設ける法高に制限があります。

木竹の伐採



風致地区内では、許可される木竹の伐採の目的が 限られています。

土石の採取、土石・廃棄物等の堆積



制限があります。

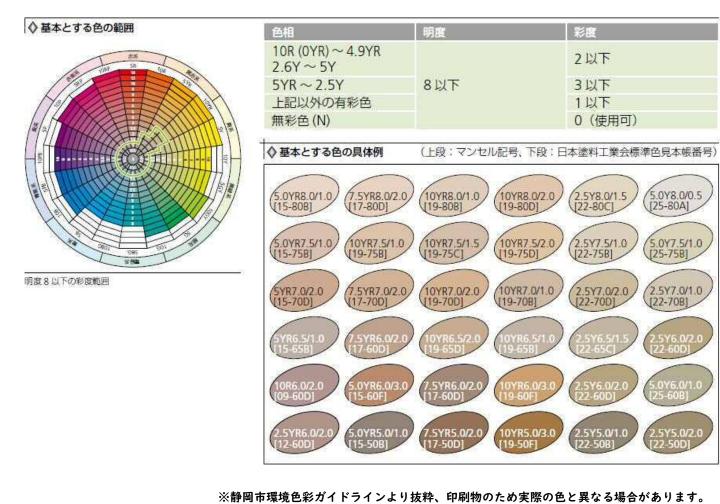
申請にあたっての留意点

・建築物の新築にあたり、建築確認許可の前に風致の許可は必須ではありません。確認申請と同時進行で 手続きを進めてください。(建築指導課から面積更正の指導が入る場合があります。)

■建築物の高さ、建ペい率などに関する許可基準

種	別	高さ	建ぺい率	道路からの後 退 距離	隣地からの 後 退 距 離	地盤面 高低差	緑 地 率
第 1	種	8m以下	20%以下	3m以上	1.5m以上	6m以下	50%以上
第 2	種	15m以下	40%以下	2m以上	1.0m以上	9m以下	30%以上

■風致地区にふさわしい色彩



■風致地区内行為許可等の標準処理期間は

14日間(土・日・祝日を除く)です。

※ただし、風致審議会への諮問案件についてはこの限りではありません